

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年9月11日(2014.9.11)

【公開番号】特開2014-138819(P2014-138819A)

【公開日】平成26年7月31日(2014.7.31)

【年通号数】公開・登録公報2014-041

【出願番号】特願2013-264418(P2013-264418)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 8

A 6 3 F 7/02 3 3 7

A 6 3 F 7/02 3 5 2 L

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月25日(2014.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機に1対1に対応して設けられた遊技用装置と該遊技用装置と通信可能に接続された管理装置とを備えてなり、

前記遊技用装置は、遊技媒体を計数する計数手段により計数された遊技媒体の数を第1遊技媒体数として記憶する一方、記録媒体を受け付けたことに基づいて、該記録媒体に記録されている管理遊技媒体数特定情報に対応付けて前記管理装置により管理されている管理遊技媒体数を第2遊技媒体数として記憶し、前記第1遊技媒体数と前記第2遊技媒体数とを合算した総遊技媒体数を遊技者に特定可能に表示し、該総遊技媒体数の範囲内で所定数の遊技媒体を払い出すための所定数払出処理を実行可能であり、

前記管理装置は、前記管理遊技媒体数を更新させるための更新要求が遊技用装置から送信されたことに基づいて、前記管理遊技媒体数を更新可能な遊技用システムであって、

前記第1遊技媒体数が前記所定数以上である場合に、該所定数を当該第1遊技媒体数から減算する第1減算処理と、前記所定数払出処理と、を行う第1処理手段と、

前記第1遊技媒体数が零であるが、前記第2遊技媒体数が前記所定数以上である場合に、該所定数を前記管理遊技媒体数から減算させるための更新要求を前記管理装置に対して送信する第1更新要求送信処理と、該所定数を前記第2遊技媒体数から減算する第2減算処理と、前記所定数払出処理と、を行う第2処理手段と、

前記第1遊技媒体数が零ではなく前記所定数未満であり、かつ、前記総遊技媒体数が前記所定数以上である場合に、該所定数から当該第1遊技媒体数を減じた不足遊技媒体数を前記管理遊技媒体数から減算させるための更新要求を前記管理装置に対して送信する第2更新要求送信処理と、前記第1遊技媒体数を零にすると共に前記不足遊技媒体数を前記第2遊技媒体数から減算する第3減算処理と、前記所定数払出処理と、を行う第3処理手段と、を含むことを特徴とする遊技用システム。

【請求項2】

遊技機に1対1に対応して設けられ、管理装置と通信可能であり、

遊技媒体を計数する計数手段により計数された遊技媒体の数を第1遊技媒体数として記憶する一方、記録媒体を受け付けたことに基づいて、該記録媒体に記録されている管理遊

技媒体数特定情報に対応付けて前記管理装置により管理されている管理遊技媒体数を第2遊技媒体数として記憶し、前記第1遊技媒体数と前記第2遊技媒体数とを合算した総遊技媒体数を遊技者に特定可能に表示し、該総遊技媒体数の範囲内で所定数の遊技媒体を払い出すための所定数払出処理を実行可能な遊技用装置であって、

前記第1遊技媒体数が前記所定数以上である場合に、該所定数を当該第1遊技媒体数から減算する第1減算処理と、前記所定数払出処理と、を行う第1処理手段と、

前記第1遊技媒体数が零であるが、前記第2遊技媒体数が前記所定数以上である場合に、該所定数を前記管理遊技媒体数から減算させるための更新要求を前記管理装置に対して送信する第1更新要求送信処理と、該所定数を前記第2遊技媒体数から減算する第2減算処理と、前記所定数払出処理と、を行う第2処理手段と、

前記第1遊技媒体数が零ではなく前記所定数未満であり、かつ、前記総遊技媒体数が前記所定数以上である場合に、該所定数から当該第1遊技媒体数を減じた不足遊技媒体数を前記管理遊技媒体数から減算させるための更新要求を前記管理装置に対して送信する第2更新要求送信処理と、前記第1遊技媒体数を零にすると共に前記不足遊技媒体数を前記第2遊技媒体数から減算する第3減算処理と、前記所定数払出処理と、を行う第3処理手段と、を含むことを特徴とする遊技用装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、遊技機に1対1に対応して設けられた遊技用装置と該遊技用装置と通信可能に接続された管理装置とを備えてなる遊技用システム、及び、当該遊技用装置に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、このような背景のもとになされたものであり、その目的は、遊技者が遊技により獲得した遊技媒体数の範囲内で遊技媒体を払い出すための払出処理を行う遊技用装置において、該遊技用装置と管理装置との間における通信負荷が過大になることや払出処理を行う処理速度が低下するのを防止することができると共に、該払出処理で遊技者が不審に思うことがないような遊技用装置、及び、該遊技用装置と前記管理装置とを備える遊技用システムを提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

まず手段1に係る発明は、

遊技機(パチンコ機2)に1対1に対応して設けられた遊技用装置(カードユニット3,3')と該遊技用装置と通信可能に接続された管理装置(管理コンピュータ150)とを備えてなり、

前記遊技用装置は、遊技媒体(パチンコ玉)を計数する計数手段(計数払出ユニット348,348')により計数された遊技媒体の数を第1遊技媒体数(自台玉数)として記憶する一方、記録媒体(会員カード)を受け付けたことに基づいて、該記録媒体に記録されている管理遊技媒体数特定情報(カードID)に対応付けて前記管理装置により管理さ

れでいる管理遊技媒体数（持玉数）を第2遊技媒体数（カード玉数）として記憶し、前記第1遊技媒体数と前記第2遊技媒体数とを合算した総遊技媒体数（計数済玉数）を遊技者に特定可能に（表示部312で）表示し、該総遊技媒体数の範囲内で所定数（実施例1の払出単位=25玉、又は実施例5の払出設定数=125玉）の遊技媒体を払い出すための所定数払出処理（Sb25）を実行可能であり、

前記管理装置は、前記管理遊技媒体数を更新させるための更新要求（会員カード返却通知）が遊技用装置から送信されたことに基づいて、前記管理遊技媒体数を更新可能な遊技用システムであって、

前記第1遊技媒体数が前記所定数以上である場合（実施例1のS740でYES、又は実施例5のS710でYES）に、該所定数を当該第1遊技媒体数から減算する第1減算処理（実施例1のS741、又は実施例5のS711）と、前記所定数払出処理（実施例1のS764、又は実施例5のS734）と、を行う第1処理手段と、

前記第1遊技媒体数が零であるが、前記第2遊技媒体数が前記所定数以上である場合（実施例1のS700bでYESかつS750でYES、又は実施例5のS700aでYESかつS720でYES）に、該所定数を前記管理遊技媒体数から減算させるための更新要求を前記管理装置に対して送信する第1更新要求送信処理（実施例1のS751、又は実施例5のS721）と、該所定数を前記第2遊技媒体数から減算する第2減算処理（実施例1のS753、又は実施例5のS723）と、前記所定数払出処理（実施例1のS764、又は実施例5のS734）と、を行う第2処理手段と、

前記第1遊技媒体数が零ではなく前記所定数未満であり、かつ、前記総遊技媒体数が前記所定数以上である場合（実施例1のS700bでYESかつS750でNO、又は実施例5のS700aでYESかつS720でNO）に、該所定数から当該第1遊技媒体数を減じた不足遊技媒体数を前記管理遊技媒体数から減算させるための更新要求を前記管理装置に対して送信する第2更新要求送信処理（実施例1のS761、又は実施例5のS731）と、前記第1遊技媒体数を零にすると共に前記不足遊技媒体数を前記第2遊技媒体数から減算する第3減算処理（実施例1のS763、又は実施例5のS733）と、前記所定数払出処理（実施例1のS764、又は実施例5のS734）と、を行う第3処理手段と、を含むことを特徴とする遊技用システムである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

まず手段1に係る遊技用システムによれば、遊技用装置において、計数遊技媒体数である第1遊技媒体数と管理遊技媒体数である第2遊技媒体数とを個別に記憶し、第1遊技媒体数が所定数以上である場合には、管理装置と通信を行うことなく、該第1遊技媒体数を使用して所定数の遊技媒体を払い出す所定数払出処理を行うので、遊技用装置と管理装置との間における通信負荷が過大になることや払出処理を行う処理速度が低下するのを防止することができる。また第1遊技媒体数が零ではなく所定数未満であり、かつ第1遊技媒体数と第2遊技媒体数との合算値である総遊技媒体数が所定数以上である場合には、管理装置と通信を行うことにより、所定数から第1遊技媒体数を減じた不足玉数を前記管理遊技媒体数から減算し、第1遊技媒体数の全てと該減算した管理遊技媒体数とを使用して所定数の遊技媒体を払い出す所定数払出処理を行うので、総遊技媒体数が所定数以上であるから該所定数の遊技媒体が払い出されると思っている遊技者が不審に思うことがない。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また手段2に係る発明は、

手段1に記載した遊技用システムであって、

前記対応する遊技機(パチンコ機2)は、払出単位として予め定められた複数個(例えば25玉)の遊技媒体(パチンコ玉)を遊技者に対して払い出すものであり、

前記所定数は、前記払出単位であり、

前記遊技用装置(実施例1のカードユニット)は、

遊技用価値の大きさ(プリペイド残額)を特定可能な遊技用価値特定情報(プリペイド残額データ)が記録された遊技用記録媒体(会員カード、ビジターカード)に記録されている該遊技用価値特定情報から特定される遊技用価値の大きさに基づいて、前記払出単位の遊技媒体を前記対応する遊技機から払い出して遊技者に貸与するための貸与処理(Sb21)を行う貸与処理手段(制御ユニット328)と、

遊技媒体を払い出す払出手段(計数払出ユニット348, 348')と、をさらに有し、

前記所定数払出処理として、前記払出単位の遊技媒体を前記対応する遊技機から払い出して遊技者に返却するための処理を行い、

前記第1記憶手段の第1遊技媒体数が零であるが、前記第2記憶手段の第2遊技媒体数が零ではなく前記払出単位未満であること(実施例1のS700bでNOかつS780でYES)を条件として、前記管理遊技媒体数を零にさせるための更新要求を前記管理装置に対して送信する第3更新要求送信処理(実施例1のS781)と、前記第2遊技媒体数を零にする第4減算処理(実施例1のS783)と、該第2遊技媒体数の遊技媒体を前記払出手段から払い出して遊技者に返却するための端数払出処理(実施例1のS772)と、を行う第4処理手段と、

前記第1記憶手段の第1遊技媒体数が零ではなく前記払出単位未満であり、かつ、前記第2記憶手段の第2遊技媒体数が零ではなく前記総遊技媒体数が前記払出単位未満であること(実施例1のS700bでNOかつS780でNO)を条件として、前記第3更新要求送信処理(実施例1のS791)と、前記第1遊技媒体数を零にすると共に前記第2遊技媒体数を零にする第5減算処理(実施例1のS793)と、前記総遊技媒体数の遊技媒体を前記払出手段から払い出して遊技者に返却するための端数払出処理(実施例1のS772)と、を行う第5処理手段と、をさらに含むことを特徴とする遊技用システムである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

この手段2に係る遊技用システムによれば、所定数が払出単位である場合において、第1遊技媒体数が零ではなく払出単位未満であり、かつ第2遊技媒体数が零ではなく総遊技媒体数が払出単位未満である場合にも、管理装置と通信を行うことにより、前記管理遊技媒体数を零にし、第1遊技媒体数の全てと該減算した管理遊技媒体数の全てとを使用して総遊技媒体数の遊技媒体を払い出す端数払出処理を行うので、総遊技媒体数の遊技媒体が払い出されると思っている遊技者が不審に思うことがない。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また手段3に係る発明は、

手段 1 に記載した遊技用システムであって、
前記対応する遊技機（パチンコ機 2）は、払出単位として予め定められた複数個（例えば 25 玉）の遊技媒体（パチンコ玉）を遊技者に対して払い出すものであり、
前記所定数は、前記払出単位を整数倍した払出設定数（例えば 125 玉）であり、
前記遊技用装置（実施例 5 のカードユニット）は、
遊技用価値の大きさ（プリペイド残額）を特定可能な遊技用価値特定情報（プリペイド残額データ）が記録された遊技用記録媒体（会員カード、ビジターカード）に記録されている該遊技用価値特定情報から特定される遊技用価値の大きさに基づいて、前記払出設定数の遊技媒体を前記対応する遊技機から払い出して遊技者に貸与するための貸与処理（Sb21）を行う貸与処理手段（制御ユニット 328）と、

遊技媒体を払い出す払出手段（計数払出ユニット 348, 348'）と、をさらに有し、

前記所定数払出手段として、前記払出設定数の遊技媒体を前記対応する遊技機から払い出して遊技者に返却するための処理を行い、

前記第 1 記憶手段の第 1 遊技媒体数が零であるが、前記第 2 記憶手段の第 2 遊技媒体数が零ではなく前記払出設定数未満であること（実施例 5 の S700a で NO かつ S780 で YES）を条件として、前記管理遊技媒体数を零にさせるための更新要求を前記管理装置に対して送信する第 3 更新要求送信処理（実施例 5 の S781）と、前記第 2 遊技媒体数を零にする第 4 減算処理（実施例 5 の S783）と、該第 2 遊技媒体数の遊技媒体を前記払出手段から払い出して遊技者に返却するための端数払出手段（実施例 5 の S772）と、を行う第 4 処理手段と、

前記第 1 記憶手段の第 1 遊技媒体数が零ではなく前記払出設定数未満であり、かつ、前記第 2 記憶手段の第 2 遊技媒体数が零ではなく前記総遊技媒体数が前記払出設定数未満であること（実施例 5 の S700a で NO かつ S780 で NO）を条件として、前記第 3 更新要求送信処理（実施例 5 の S791）と、前記第 1 遊技媒体数を零にすると共に前記第 2 遊技媒体数を零にする第 5 減算処理（実施例 5 の S793）と、前記総遊技媒体数の遊技媒体を前記払出手段から払い出して遊技者に返却するための端数払出手段（実施例 5 の S772）と、を行う第 5 処理手段と、をさらに含むことを特徴とする遊技用システムである。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

この手段 3 に係る遊技用システムによれば、所定数が払出設定数である場合において、第 1 遊技媒体数が零ではなく払出設定数未満であり、かつ第 2 遊技媒体数が零ではなく総遊技媒体数が払出設定数未満である場合にも、管理装置と通信を行うことにより、前記管理遊技媒体数を零にし、第 1 遊技媒体数の全てと該減算した管理遊技媒体数の全てとを使用して総遊技媒体数の遊技媒体を払い出す端数払出手段を行って、総遊技媒体数の遊技媒体が払い出されると思っている遊技者が不審に思うことがない。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また手段 4 に係る発明は、

手段 2 又は 3 に記載した遊技用システムであって、

前記第 3 処理手段による処理後の前記第 2 遊技媒体数が零ではなく前記所定数未満であ

ること（実施例 1 の S 7 0 0 b で N O かつ S 7 8 0 で Y E S , 又は実施例 5 の S 7 3 5 で Y E S かつ S 7 8 0 で Y E S ）を条件として、前記第 3 更新要求送信処理（S 7 8 1 ）と、前記第 4 減算処理（S 7 8 3 ）と、前記端数払出処理（S 7 7 2 ）と、を行う第 6 処理手段をさらに含むことを特徴とする遊技用システムである。

【手続補正 1 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 6】

この手段 4 に係る遊技用システムによれば、前記不足遊技媒体数を減算した後の前記第 2 遊技媒体数が所定数未満である場合には、管理装置と通信を行うことにより、前記管理遊技媒体数を零にし、該減算した管理遊技媒体数の全てを使用して総遊技媒体数の遊技媒体を払い出す端数払出処理を行うので、当該所定数未満の端数の遊技媒体の払出を受けるための操作を遊技者が行う必要が無い。

【手続補正 1 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 1】

さらに手段 7 に係る発明は、

手段 5 又は 6 に記載した遊技用システムであって、

前記払出報知手段（制御ユニット 3 2 8 及び表示部 3 1 2 ）は、前記端数払出処理（S 7 7 2 ）により払い出した遊技媒体（パチンコ玉）を遊技者が取り忘れる 것을防止するための報知（S 3 1 6 及び D 3 1 6 ）を行うことを特徴とする遊技用システムである。

この手段 7 に係る遊技用システムによれば、端数払出処理で払い出した遊技媒体の取り忘れを防止できる。

【手続補正 1 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 2】

また手段 8 に係る発明は、

遊技機（パチンコ機 2 ）に 1 対 1 に対応して設けられ、管理装置（管理コンピュータ 1 5 0 ）と通信可能であり、

遊技媒体（パチンコ玉）を計数する計数手段（計数払出ユニット 3 4 8 , 3 4 8 ' ）により計数された遊技媒体の数を第 1 遊技媒体数（自台玉数）として記憶する一方、記録媒体（会員カード）を受け付けたことに基づいて、該記録媒体に記録されている管理遊技媒体数特定情報（カード ID ）に対応付けて前記管理装置により管理されている管理遊技媒体数（持玉数）を第 2 遊技媒体数（カード玉数）として記憶し、前記第 1 遊技媒体数と前記第 2 遊技媒体数とを合算した総遊技媒体数（計数済玉数）を遊技者に特定可能に（表示部 3 1 2 で）表示し、該総遊技媒体数の範囲内で所定数（実施例 1 の払出単位 = 2 5 玉，又は実施例 5 の払出設定数 = 1 2 5 玉）の遊技媒体を払い出すための所定数払出処理（S b 2 5 ）を実行可能な遊技用装置（カードユニット 3 , 3 ' ）であって、

前記第 1 遊技媒体数が前記所定数以上である場合（実施例 1 の S 7 4 0 で Y E S , 又は実施例 5 の S 7 1 0 で Y E S ）に、該所定数を当該第 1 遊技媒体数から減算する第 1 減算処理（実施例 1 の S 7 4 1 , 又は実施例 5 の S 7 1 1 ）と、前記所定数払出処理（実施例 1 の S 7 6 4 , 又は実施例 5 の S 7 3 4 ）と、を行う第 1 処理手段と、

前記第1遊技媒体数が零であるが、前記第2遊技媒体数が前記所定数以上である場合（実施例1のS700bでYESかつS750でYES，又は実施例5のS700aでYESかつS720でYES）に、該所定数を前記管理遊技媒体数から減算させるための更新要求を前記管理装置に対して送信する第1更新要求送信処理（実施例1のS751，又は実施例5のS721）と、該所定数を前記第2遊技媒体数から減算する第2減算処理（実施例1のS753，又は実施例5のS723）と、前記所定数払出処理（実施例1のS764，又は実施例5のS734）と、を行う第2処理手段と、

前記第1遊技媒体数が零ではなく前記所定数未満であり、かつ、前記総遊技媒体数が前記所定数以上である場合（実施例1のS700bでYESかつS750でNO，又は実施例5のS700aでYESかつS720でNO）に、該所定数から当該第1遊技媒体数を減じた不足遊技媒体数を前記管理遊技媒体数から減算させるための更新要求を前記管理装置に対して送信する第2更新要求送信処理（実施例1のS761，又は実施例5のS731）と、前記第1遊技媒体数を零にすると共に前記不足遊技媒体数を前記第2遊技媒体数から減算する第3減算処理（実施例1のS763，又は実施例5のS733）と、前記所定数払出処理（実施例1のS764，又は実施例5のS734）と、を行う第3処理手段と、を含むことを特徴とする遊技用装置である。

この手段8に係る遊技用装置によれば、計数遊技媒体数である第1遊技媒体数と管理遊技媒体数である第2遊技媒体数とを個別に記憶し、第1遊技媒体数が所定数以上である場合には、管理装置と通信を行うことなく、該第1遊技媒体数を使用して所定数の遊技媒体を払い出す所定数払出処理を行うので、遊技用装置と管理装置との間における通信負荷が過大になることや払出処理を行う処理速度が低下するのを防止することができる。また第1遊技媒体数が零ではなく所定数未満であり、かつ第1遊技媒体数と第2遊技媒体数との合算値である総遊技媒体数が所定数以上である場合には、管理装置と通信を行うことにより、所定数から第1遊技媒体数を減じた不足玉数を前記管理遊技媒体数から減算し、第1遊技媒体数の全てと該減算した管理遊技媒体数とを使用して所定数の遊技媒体を払い出す所定数払出処理を行うので、総遊技媒体数が所定数以上であるから該所定数の遊技媒体が払い出されると思っている遊技者が不審に思うことがない。